

防人給第3893号
令和2年3月19日
防人給第6510号
令和2年4月24日
防人給第8419号
令和2年6月4日
一部改正 防人給第10186号
令和2年7月3日

防衛医科大学校長 殿
各 幕 僚 長

人事教育局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生に際して自衛隊法第83条の規定により派遣された職員等に支給する災害派遣等手当の運用について（通知）

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第50号）及び防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令（令和2年防衛省訓令第10号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の発生に際して自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により派遣された職員等に支給する災害派遣等手当の運用について下記のとおり定められ、令和2年1月31日から適用することとされたので通知する。

記

- 1 防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号。以下「訓令」という。）附則第4項の「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」には、防衛省の職員を含まないものとする。ただし、自衛隊の病院において新型コロナウイルス感染症に係る医療を受けている職員及び「ダイヤモンド・プリンセス」において同項各号に掲げる作業に従事する職員であって、「はくおう」又は「シルバークイーン」に滞在しているものについては、この限りでない。
- 2 訓令附則第4項の「国の施設」は、警察庁警察大学校、財務省税関研修所、国税庁税務大学校和光校舎、厚生労働省国立保健医療科学院及び西ヶ原研修合同庁

舎とする。

- 3 訓令附則第4項の「船舶」は、「ダイヤモンド・プリンセス」、「はくおう」及び「シルバークイーン」とする。
- 4 訓令附則第4項第2号に掲げる作業には、アイソレーターその他の患者等を完全に隔離するための器材に收容された患者等を輸送するものを含まないものとする。
- 5 訓令附則第5項第2号の「防衛大臣が指定する船舶」は、「はくおう」及び「シルバークイーン」とする。